

## カーオプション利用規約

### 第1条（目的）

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、出光昭和シェル（以下「当社」といいます。）が提供するカーオプション（以下「本サービス」といいます。）の利用条件等を定めたものです。

### 第2条（定義）

本規約において定義される言葉は、以下によるものとします。

#### （1）電気契約

本サービスを利用するにあたり必要となる、当社「電気需給約款（低圧）」および「SP料金要綱」または「AP料金要綱」に基づく電気需給契約

#### （2）需要場所

電気契約において、当社から供給された電気を使用する場所

#### （3）会員

本規約の内容に同意し、当社指定の様式に従って本サービスの利用を申込み、当社が申込みを承諾した個人または法人

#### （4）ガソリンコース

会員が電気契約の申込み時等にクレジットカード等の番号を当社に登録し、かつ、当社が別に指定するサービスステーションにおいて、登録したカードを用いてガソリンまたは軽油の給油代金を支払う場合に限り、給油代金を割り引くサービス

#### （5）EVコース

会員が電気契約の申込み時等に会員又はその同居家族が所有する対象車両の情報等を当社に登録し、かつ、需要場所に電気自動車の充電設備が設置されている場合に限り、電気料金から所定の金額を割り引くサービス

#### （6）対象車両

会員がEVコースを利用するために登録する電気自動車（外部充電機能を有する車両に限りません。）

### 第3条（ガソリンコース）

#### 1. 申込み

ガソリンコースの利用を希望するお客様は、あらかじめ本規約に同意の上、当社指定の様式によって申込みを行うものとします。

#### 2. 適用条件

（1）当社と電気契約を締結していること。

- (2) ガソリンコースのサービスの適用を受けるクレジットカード番号または Ponta カード会員番号を当社に登録していること。
- (3) EV コースの適用を受けていないこと。

### 3. 適用開始

#### (1) 電気契約と同時に申込みの場合

電気契約の契約開始日が 11 日から 25 日の会員は、原則として、翌月 1 日より適用します。  
電気契約の契約開始日が 26 日から翌月 10 日の会員は、原則として、翌月 15 日より適用します。

#### (2) 電気契約開始以降に申込みの場合

原則として、変更申込みがなされた日が属する月の翌々月 1 日より適用します。

#### (3) EV コースからの変更の場合

原則として、変更申込みがなされた日が属する月の翌々月 1 日より適用します。

### 4. 適用終了

ガソリンコースの利用期間は、原則として、電気契約が終了した日に終了します。  
なお、お客様より利用中止のお申し出があった場合、原則として、お申し出があった月の翌月末に終了します。

### 5. 料金および対象給油量

対象油種	割引単価	月間上限給油量
レギュラーガソリン	2 円/L (税込)	累計 100L (毎月 1 日から月末までの累計)
ハイオクガソリン	2 円/L (税込)	
軽油	2 円/L (税込)	

### 6. 適用解除

当社は、以下のいずれかに該当した場合、ガソリンコースの適用を解除します。

- (1) ガソリンコースに登録したカードを、本人又は家族以外の第三者に利用させた場合。
- (2) その他、当社が会員とすることを不適当と判断した場合。

### 7. 注意事項等

- ・電気契約 1 契約につき、サービスの適用を受けるカードの登録は 1 枚までとします。また、1 つのカードにつき本サービスを複数申込みことはできません。
- ・ガソリンコースのサービスの適用を受けるカードは、電気契約の「電気マイページ」からご変更いただけます。
- ・家族カードの親カードを登録した場合、家族カードでは割引は適用されません。

- ・現金会員カード、掛カード、AMS カード、FLEX カードは登録できません。
- ・おさいふ Ponta、Shell Easypay で給油代金を支払う場合は適用されますが、その他の電子財布又は非接触型決済サービスにて給油代金を支払う場合は、割引は適用されません。
- ・ガソリンコースのサービスがご利用いただけるサービスステーションは、当社ホームページ内「Station Navi」からご確認いただけます。

## 第4条 (EV コース)

### 1. 申込み

(1) EV コースの利用を希望するお客様は、あらかじめ本規約に同意の上、当社指定の様式によって申込みを行うものとします。

(2) 会員は対象車両確認の目的のために、道路運送車両法に規定された登録情報提供機関又は軽自動車検査情報提供業務取扱規程に規定された承認情報提供機関を通じて、自動車登録情報又は自動車検査情報を取得し、使用することについてあらかじめ承諾するものとします。

### 2. 適用条件範囲

(1) 当社と電気契約を締結していること。

(2) 電気契約の契約者または同居家族の名義で対象車両を所有または占有していること。

(3) 需要場所内に、対象車両を充電するための設備（充電用コンセント等をいいます。）が設置されていること。

(4) 対象月の電気使用量が 300kWh 以上であること。なお、電気の使用量の計量期間は、「電気需給約款（低圧）」の定めるところによります。

(5) ガソリンコースの適用を受けていないこと。

### 3. 適用開始

(1) 電気契約と同時に申込みする場合

原則として、EV コースの利用開始申込みがなされた日が属する月の電気料金から適用します。

(2) 電気契約開始以降に申込みの場合

原則として、EV コースの利用開始申込みがなされた日が属する月の翌々月の電気料金から適用します。

(3) ガソリンコースからの変更の場合

原則として、変更申込みがなされた日が属する月の翌々月の電気料金から適用します。

### 4. 適用終了

EV コースの利用期間は、原則として、電気契約が終了した月に終了します。

なお、お客様より利用中止のお申し出があった場合、原則として、お申し出があった月の翌月末に終了します。

#### 5. 割引料金

電気料金から 200 円（税込）を割引します。

#### 6. EV コースの適用解除

当社は、以下のいずれかに該当した場合、EV コースの適用を解除します。

- (1) 会員の住居の移転等により、適用条件を満たさなくなった場合
- (2) 対象車両の所有または占有者が、会員または同居家族でなくなった場合
- (3) その他、当社が会員とすることを不適当と判断した場合

#### 7. 注意事項等

電気契約 1 契約につき、対象車両の申込みは 1 台までとします。また、1 つの車両につき本サービスを複数申込むことはできません。

#### 第 5 条（登録情報の変更）

会員は、申込時に登録した情報その他当社に届け出た情報に変更があった場合は、速やかに当社にその旨を連絡するものとします。

#### 第 6 条（本規約の変更・終了）

当社は本規約を終変更または終了することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間をおいて、変更または終了のお知らせおよび終了日を当社ウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

#### 第 7 条（その他）

その他事項については、当社「電気需給約款（低圧）」に定めるところによるものとします。

2019 年 4 月 1 日制定

昭和シェル石油株式会社